平成２５年（フ）第２２５５号
北海道石狩郡当別町字金沢156番地34
破産者　内ヶ島　良
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３６号
群馬県前橋市川曲町209番地15
破産者　三輪田博志
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３７号
群馬県前橋市川曲町209番地15
破産者　三輪田聡子
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５８８号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西５丁目14番地２
破産者　伊藤　雅人
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０８号
長野県埴科郡坂城町大字坂城7044番地１
破産者　柳沢惠美子
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６１０号
静岡市清水区谷津町１丁目341番地、旧住所
静岡市葵区古庄３丁目２番10号
破産者　伏見　和真
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７２号
愛知県あま市新居屋鶴田169番地
破産者　冨田　滿男
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８５号
名古屋市西区城町120番地　城町メゾネット１号、住民票上の住所愛知県北名古屋市熊之庄古井97番地３　みどりハイツ205号
破産者　魁聖興業こと　浅野　功憲
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８０号
愛知県尾張旭市新居町五反田3419番地１　アーバンハイツ501号
破産者　伊藤　伸司
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１３３号
名古屋市西区大野木５丁目76番地　大野木コーポ305号
破産者　月出　　進
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６８号
大分市大字猪野425番地の13、開始決定時の住所大分市須賀２丁目４番５号
破産者　松下　壽文
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３０号
大分市大字上宗方1780番地の30
破産者　近藤　忠司
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３６号
大分市山津町２丁目３番８号　第７開世ビル201
破産者　宮田　大志
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５６号
大分県別府市石垣西７丁目２番17―103号　花菊ビル
破産者　寒川　里美
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９８号
鹿児島県鹿屋市浜田町39番地、前住所鹿児島県鹿屋市打馬１丁目11番５号
破産者　東　　誠
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５５号
千葉県野田市親野井108番地１
破産者　松翔エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９８号
千葉県君津市外箕輪１丁目10番18号
破産者　千葉資源開発株式会社
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１３４号
福井市順化２丁目１番６号　ＹＫ福井順化ビル４階
破産者　細田建設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
釧路市桜ケ岡７丁目11番16号
破産者　有限会社大栄リフォーム
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所